

令和8年度 町単独驚敷野外活動センターバルコニー・外部階段修繕工事

NO.1

[illegible]

工 種		数量	単位	単 価	金 額
1	バルコニー木製手すり改修工事				
	バルコニー木製手すり(下部)				
	柱 赤特1等 145×145 L=2.0	10	本		
	柱 赤特1等 145×145 L=3.0	13	本		
	筋違 赤特1等 85×85 L=2.0	34	本		
	桁 桧1等 180×180 L=2.0	15	本		
	バルコニー木製手すり(手すり)				
	柱 赤特1等 115×115 L=2.0	15	本		
	筋違 赤特1等 85×85 L=2.0	54	本		
	笠木 桧1等 150×150 L=4.0	6	本		
	笠木 桧1等 150×150 L=2.0	2	本		
	バルコニー木製手すり(床)				
	大引き 105×105 L=4.0	8	本		
	束 赤特1等 105×105 L=4.0	2	本		
	根太 赤特1等 120×120 L=2.0	11	本		
	根太 赤特1等 120×120 L=4.0	3	本		
	根太 赤特1等 120×60 L=2.0	50	本		
	根太 赤特1等 120×60 L=4.0	10	本		
	根太掛け 赤特1等 120×60 L=4.0	7	本		
	根太掛け 赤特1等 120×60 L=2.0	1	本		
	床板 桧1等 105×18 L=4.0	89	本		
	バルコニー木製手すり(階段下部)				
	柱 赤特1等 145×145 L=2.0	3	本		
	筋違 赤特1等 85×85 L=2.0	4	本		
	桁 桧1等 180×180 L=2.0	3	本		
	バルコニー木製手すり(手すり)				
	柱 赤特1等 115×115 L=2.0	5	本		

工 種				数量	単位	単 価	金 額
	筋違 赤特1等	85×85	L=2.0	8	本		
	笠木 桧1等	150×150	L=3.0	2	本		
	ササラ 赤特1等	240×60	L=4.0	2	本		
	階段受 赤特1等	120×150	L=2.0	1	本		
	踏板 桧1等	300×50	L=2.0	9	本		
	小計						
	防腐・防蟻処理費		加圧注入費	9.5	m ³		
	加工費			9.5	m ³		
	大工手間			1	式		
	釘金物			1	式		
	木材保護塗料塗り		296.9m ²	1	式		
	鉄部塗装 ケレン錆止め共		1.7m ²	1	式		
	揚重機費			1	式		
	木材運搬費			1	式		
	小計						
	新設コンクリート基礎		300×300 H350	3	基		
	根太掛け他あと施工アンカー施工費			1	式		
	小計						
	既存バルコニー木製手すり解体 L=24.5m			1	式		
	基礎残し、人力・機械併用での解体、処分共						
	重機回送費			1	式		
	小計						
	仮設足場			1	式		
	養生及び整理清掃費			1	式		
	小計						
	計						

工 種		数量	単位	単 価	金 額
2	外部階段改修工事				
	柱 赤特1等 100×100 L=3.0	9	本		
	筋違 赤特1等 85×85 L=3.0	14	本		
	笠木 桧1等 120×120 L=4.0	2	本		
	笠木 桧1等 120×120 L=3.0	4	本		
	小計				
	防腐・防蟻処理費 加圧注入費	1	m ³		
	加工費	1	m ³		
	大工手間	1	式		
	釘金物	1	式		
	木材保護塗料塗り 26.4m ²	1	式		
	小計				
	鉄骨階段中間踊り場 床鉄板張替 CPL-4.0	1	式		
	鉄骨階段塗装 ケレン錆止め共 76.5m ²	1	式		
	小計				
	外部階段木製手すり解体 L=15.0m	1	式		
	小計				
	仮設足場	1	式		
	養生及び整理清掃費	1	式		
	小計				
	計				

特記仕様書

第1条 町産材の使用

工事に使用する木材は、那賀町内産木材であり、かつ合法木材であるものとし、有害な腐れ、曲がり、割れ、空洞等の欠陥のないものとする。

ただし、町産材が調達不可能な場合等やむを得ない場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

なお、町産材とは町内で生産又は加工されたものとする。

第2条 木材の防腐処理

工事に使用する木材は、薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理を行うものとする。

ただし、薬剤の加圧注入処理を行ったのち、現場における加工、切断、孔あけ等を行った箇所は、現場にて薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理を行うものとする。

第3条 施工

工事の施工に際しては、工事による騒音、振動、安全対策等について、規制等を遵守するのはもちろんのこと、施設利用者及び近隣に十分配慮し施工完了するものとする。

また、作業時間、搬出入経路の計画に当たっては、施設の指定管理者と十分協議し、作業内容を遵守するものとする。

第4条 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。